

社会福祉法人のぞみの里役員等の報酬並びに費用に 関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人のぞみの里（以下「この法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第17条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員等とは、定款第5条に基づき置かれる評議員及び定款第6条第2項に基づき置かれる評議員選任・解任委員をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人設立より役員及び評議員には、無報酬としてきたことに鑑み、無報酬とする。

- 2 役員及び評議員等に報酬を支給する必要がある場合には、評議員会の承認を得るとともに、本規定を改正する。
- 3 前項により報酬を支給する場合には、定款第9条及び定款第25条の規定に留意して支給するものとする。

(費用弁償の支給)

第4条 この法人は、役員及び評議員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。
- 3 職員を兼務する理事及び評議員選任・解任委員は、必要に応じて時間外手当を請求することができる。

(費用弁償の支給方法)

第5条 費用弁償は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

る。

(公 表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月16日(定時評議員会の議決日)から施行する。